

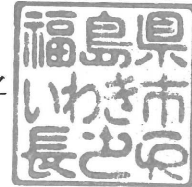
産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 福島県いわき市錦町四反田30番地
氏名 株式会社クレハ環境
代表取締役 並川 昌弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長 内田 広之



許可の年月日 令和3年3月31日
許可の有効期限 令和10年3月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集及び運搬（積替え及び保管行為を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 積替え及び保管行為を含まないもの

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん以上17種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの及び石綿含有産業廃棄物を除き、自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるものをいう。）、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、廃ブラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

イ 積替え及び保管行為を含むもの

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず以上7種類

これらのうち廃乾電池、水銀又はその化合物を含むもの、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であつて再生利用されるものに限る。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
裏面記載のとおり

【注意】

この許可証（写）は許可内容の開示及び契約書添付を目的とし、その他の用途による使用は無効とする。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として認められたことを示すものです。



積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積	所在地：福島県いわき市錦町四反田39番 面積：28.00㎡
積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 以上7種類 （これらのうち廃乾電池、水銀又はその化合物を含むもの、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であつて再生利用されるものに限る。）
積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	積替えのための保管上限：保管容量：6.07㎡ 積み上げることができる高さ：*****

許可の更新又は変更の状況

- 昭和52年 3月31日 新規許可
- 昭和54年 3月23日 変更許可
- 昭和57年 4月19日 変更許可
- 昭和62年 9月 8日 変更許可
- 平成 9年 3月31日 更新許可
- 平成11年 3月19日 変更許可
- 平成14年 1月31日 変更許可
- 平成14年 3月31日 更新許可
- 平成19年 3月31日 更新許可
- 平成23年11月28日 優良確認
- 平成26年 3月31日 更新許可（優良認定）
- 平成28年 3月31日 変更許可（積替え及び保管行為を含む産業廃棄物の種類に係る限定の変更）
- 令和 3年 3月31日 更新許可（優良認定）
- 令和 3年 7月12日 変更届出（積替え及び保管行為を行う施設の変更）
- 令和 4年 4月20日 変更届出（代表者の変更）

以下余白